

医療法人みゆき会 ショートステイみゆき運営規程

第1条 医療法人みゆき会が開設するショートステイみゆきが実施する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体・精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立って短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供する。

2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 ショートステイみゆき
- （2）所在地 長野県飯山市大字下木島9番地

（利用定員）

第5条 利用定員は次の通りとする。

50名

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第6条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 医師 1名
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に携わる従業員の管理、指導を行う。
- 2 看護職員 1名以上（常勤換算）
利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 3 介護職員 10名以上（常勤換算）
利用者の日常生活上の介護、相談、援助等を行う。
- 4 機能訓練指導員 1名以上
身体機能の評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助指導を行う。
- 5 生活相談員 1名以上
施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。
- 6 栄養士または管理栄養士 1名以上
利用者の栄養管理、食事指導を行い、施設の衛生管理に努める。
- 7 事務員 1名以上
利用料の作成、請求及び施設全般についての管理を行う。

(サービス提供にあたっての方針)

第7条 要介護者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅において、日常生活を営むのに支障がある者を対象に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を提供する。

- 2 災害その他やむをえない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない
- 4 サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に沿って短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画を作成し、その計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。なお、その計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響及びその置かれている環境等に配慮して妥当適切に行う。
- 6 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。
- 7 施設は、自らその提供する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(通常の送迎の実施範囲)

第8条 飯山市、中野市、山ノ内町、野沢温泉村、木島平村、栄村、信濃町、飯綱町区域とする。但し通常の営業時間及び送迎時間に支障をきたさない範囲とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- | | | | |
|---|--|-----|------------|
| 2 | 居住費、食費の利用料については、次の通りとする。なお、負担限度額認定を受けている場合には、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする | | |
| 3 | 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | | 実費 |
| 4 | 食費 | 朝食 | 4 9 0 円 |
| | | 昼食 | 8 6 0 円 |
| | | 夕食 | 6 3 0 円 |
| 5 | 居住費 | | |
| | ・ 個 室 | | 1, 7 0 0 円 |
| | ・ 多床室 | | 1, 1 0 0 円 |
| 6 | 入所者が選定するその他費用については、次の費用を徴収する。 | | |
| | ・ 特別室料 | 1 日 | 1, 1 0 0 円 |
| | ・ 日用品費 | 1 日 | 2 5 0 円 |
| | ・ 教養娯楽費 | 1 日 | 1 5 0 円 |
| | ・ 電気代（1 点あたり） | 1 日 | 1 0 0 円 |
| | ・ 理美容代 | 1 回 | 2, 5 0 0 円 |
| 7 | 送迎実施地域外の送迎は、別途実費を徴収する。 | | |
| 8 | 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載 | | |

した領収書を交付する。

- 9 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。
- 10 法定受領サービスに該当しない短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 11 厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容）

第10条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容は、次の通りとする。

- 1 心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、もしくは家族の身体的・精神的な負担軽減を図るために、一時的に入所して入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活上の世話及び機能訓練を提供する。
- 2 介護・看護職員の数は利用者3人に対し、1名以上とする。
- 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 利用者に対しては、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行う。
- 6 利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立についても必要な援助を行い、オムツを使用せざるを得ない利用者については、オムツを適切に取り替えるものとする。
- 7 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間において、利用者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行うものとする。
- 8 利用者に対しては、前各項に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

（衛生管理など）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者が短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を受ける際に注意すべき事項はつぎのとおりとする。

- （1）利用時に、施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。
- （2）施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとし、器具の破損等には十分注意する。
- （3）施設内に、危険物等、他の利用者の迷惑となるようなものは持ち込まない。
- （4）施設における日課を守るとともに、他の利用者の迷惑となるような行為については行わないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるも

のとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、配置医又は管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、その説明書に基づいて利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得る。また、解除することを目標に経過観察・検討を行う。

2 当施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第15条 利用者に対し、配置医の医学的判断により対診が必要と認められる場合は、協力医療機関又は、その他医療機関での診療を依頼します。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ア 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - イ 利用者を含めた総合訓練（夜間想定）・・・・・・年1回以上
 - ウ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第17条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 当施設は、提供した短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に係わる利用者からの苦情に

関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導、または助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情処理窓口

長野県介護支援課 026-235-7121

飯山市保健福祉課 0269-62-3111

その他各市町村窓口

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口 026-238-1580

ショートステイみゆき 0269-81-3850

(その他運営に関する留意事項)

第18条 施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回

2 施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設備及び備品の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

5 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 当施設は短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）に関する記録を整備し、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）完結の日から5年間保存するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人みゆき会と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、令和 元 年 10 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。